〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人は、「原判決を取消す。本件を東京地方裁判所に差戻す。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の 判決を求めた。

当事者双方の主張並びに証拠関係は、次に付加するほか、原判決事実摘示と同一であるから、これをここに引用する(ただし、原判決五枚目―記録ー二丁―裏八行目に「格付けし」とあるのは、「格付し」の誤記と認めて訂正する。)。 ー 控訴人の陳述

上級行政機関から事務の委任を受けた下級行政機関は、委任者の権限を委任者の意思に反しない範囲内で代行するものにすぎず、もし委任者の意思に背いて右権限を行使すれば、委任者は当然それを修正する権利を有する。したがつて、本件において、東京都総務局人事部給与課長が夏期休暇をとつた職員に対し給与を支給する行為は、被控訴人の意思と権限に基づいてなされるものと考えるべきであり、給与の支出命令に関する事務を同課長に委任したことにより被控訴人が給与の支給権限を失ったものとみることはできない。

二 被控訴代理人の陳述

- 1 さきに引用した原判決事実摘示中請求の原因1及び4の各事実は認める。
- 2 控訴人の当審における前記一の主張は争う。被控訴人は、その任命権に属する 職員についても給与の支出命令権を有しない。

三 証拠関係(省略)

〇 理由

二 よつて、本件控訴は理由がないので、行政事件訴訟法七条、民訴法三八四条、 九五条、八九条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判官 園部秀信 近藤浩武 川上正俊)